

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第4号

令和5年9月1日現在における新潟県後期高齢者医療広域連合長に対する条例の制定又は改廃の請求その他直接請求について、それぞれの要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和5年9月13日

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 豊嶋直美



- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

36,833人

- 2 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

330,203人

- 3 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

市町村	数
新潟市	176,198人
長岡市	73,582人

三条市	26,608人
柏崎市	22,523人
新発田市	26,543人
小千谷市	9,552人
加茂市	7,321人
十日町市	14,098人
見附市	11,104人
村上市	16,196人
燕市	21,983人
糸魚川市	11,425人
妙高市	8,633人
五泉市	13,598人
上越市	52,109人
阿賀野市	11,480人
佐渡市	14,582人
魚沼市	9,669人
南魚沼市	14,970人
胎内市	7,914人
聖籠町	3,783人
弥彦村	2,198人
田上町	3,226人
阿賀町	2,916人
出雲崎町	1,202人
湯沢町	2,295人
津南町	2,540人
刈羽村	1,219人
関川村	1,458人
粟島浦村	95人